

滋賀県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

令和4年(2022年)10月28日 滋み食 302 号

滋賀県農政水産部長通知

令和7年(2025年)9月18日 改正

第1 趣旨

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づく、「環境負荷低減事業活動実施計画」または「特定環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「実施計画」という。)の認定について、法ならびに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第四十二号)、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。)および「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(4環バ161号。以下、「ガイドライン」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする農業者が作成する実施計画は、環境負荷低減事業活動実施計画については別記様式第1号を、特定環境負荷低減事業活動実施計画については第2号を、またはその両方の認定を申請する農業者が作成する実施計画については第3号によるものとする。

第3 実施計画の提出

実施計画の認定を受けようとする農業者は、実施計画その他必要な書類を添付した別記様式第4号から6号までを知事に提出するものとする。

第4 実施計画の認定

(1) 知事は、申請された実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項および法第21条第5項ならびに基本方針およびガイドラインに則して行うものとする。

(2) 知事は、申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、申請者に対し別記様式第7号または第8号により、特定環境負荷低減事業活動実施計画については関係市町長に対し別記様式第9号により、それぞれ通知するものとする。

なお、認定しなかった場合にあっては、別記様式第10号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

第5 実施計画の変更

(1) 法第20条第1項または第22条第1項の規定に基づき認定を受けた者が当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、変更申請書(別記様式第11号)を知事に提出するものとする。変更申請書には、規則第9条または第14条の規定に基づき、変更後の実施計画および変更前の実施計画の実施状況報告書(別記様式第12号)その他必要な書類を添付するものとする。

(2) 実施計画の変更の認定審査に当たっては、第4の手続を準用する。

(3) 法第20条第2項または第22条第2項の規定に基づき、認定を受けた農業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第13号により、届け出るものとする。

第6 認定計画の認定の取消し

(1) 知事は、認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動または特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項または第22条第3項の規定により、当該実施計画の認定を取り消すことができる。

(2) 認定を取り消したときは、農業者に認定計画認定取り消し通知書(別記様式第14号)を交付する。

第7 実施状況の報告

(1) 知事は、必要に応じて農業者に実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

(2) 報告を求められた農業者は、実施計画実施状況報告書(別記様式第15号)を知事に提出するものとする。

第8 書類の提出先

実施計画の認定に係る書類は、農業者の住所(他の都道府県に居住し、滋賀県内で農地を耕作する農業者にあつては、その農地の住所)を所管する農業農村振興事務所あて提出する。